

## 有田町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 有田町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 28 年 11 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度 (15年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用
処理区域内人口密度	24.3	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1区(公共下水道処理区域)		
処 理 場 数	1箇所(水質浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	<p>広域化・共同化について 当町においては、人口密集度が少なく、公共下水道区域、農業集落排水区域が独立しています。 上記の区域外を特定地域生活排水処理事業(浄化槽)としてますが、近隣市町村との広域化を行うことによるスケールメリットと、布設工事に伴う支出及び維持管理費を比較した場合に現状では経費削減にはつながらないと判断し、現行の事業として整備していくこととなりました。</p> <p>最適化について 平成26年度に整備構想の見直しを行った際、公共下水道による集合処理が浄化槽による個別処理か又は地区ごとによる集合処理かの検討を行い地理的・社会的条件に適した公共下水道を選択しました。</p>		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、他の事業との統廃合、公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,700円		
	超過使用量	11 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで 21 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで 51 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 100 m <sup>3</sup> をを超える部分	1 m <sup>3</sup> につき 150円 1 m <sup>3</sup> につき 170円 1 m <sup>3</sup> につき 200円 1 m <sup>3</sup> につき 230円		
業務用使用料体系の概要・考え方	基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,700円		
	超過使用量	11 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで 21 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで 51 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 100 m <sup>3</sup> をを超える部分	1 m <sup>3</sup> につき 150円 1 m <sup>3</sup> につき 170円 1 m <sup>3</sup> につき 200円 1 m <sup>3</sup> につき 230円		
その他の使用料体系の概要・考え方	基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,700円		
	超過使用量	11 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで 21 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで 51 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 100 m <sup>3</sup> をを超える部分	1 m <sup>3</sup> につき 150円 1 m <sup>3</sup> につき 170円 1 m <sup>3</sup> につき 200円 1 m <sup>3</sup> につき 230円		
条例上の使用料*2 (20 m <sup>3</sup> あたり) 過去3年度分を記載	平成25年度	3,360 円	実質的な使用料*3 (20 m <sup>3</sup> あたり) 過去3年度分を記載	平成25年度	3,575 円
	平成26年度	3,456 円		平成26年度	3,590 円
	平成27年度	3,456 円		平成27年度	3,596 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

組織

職員数	上下水道課は平成28年度現在14名となっており、水道事務4名、水道工務3名、公共下水道事務2名、公共下水道工務2名、浄化槽事務1名、浄化槽工務1名(農集工務兼務)、農集事務1名で業務にあたっています。
事業運営組織	平成18年度に有田町に合併した際、水道事業所と下水道課に分かれていましたが、平成20年度に再編され上下水道課となりました。再編時の職員数は16名でしたが職員の削減に取り組み現在の職員数となっています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、消防設備委託業務、電気保安業務、警備委託業務、運転管理業務、汚泥脱水業務、汚泥運搬処分業務、汚泥分析業務を民間委託しています。 一括発注を検討しましたが、一括受注可能な業者がなく業務ごとに受注可能な業者に委託を行っています。
	イ 指定管理者制度	合理化特別法の観点から、し尿汲取り業者へ委託しています。また、現在管渠面整備中であるため、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	合理化特別法の観点から、し尿汲取り業者へ委託しています。また、現在管渠面整備中であるため、PPP/PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	平成33年度まで管渠面の工事があり、流入汚水量等が不明であるためエネルギーの算出ができないので下水熱等のエネルギー利用は未検討です。 また、下水汚泥の肥料化等も平成33年度まで管渠面の工事があり、流入汚水量が不明であるため未検討です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設の活用に見合う収益が確保できるか不明なこと。また、現在管渠面の工事を行っており、建設改良費及び企業債元利償還金が多額になっていることから未検討です。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度に策定・公表しました、平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しております。  
この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を確認し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能になります。

# 経営比較分析表

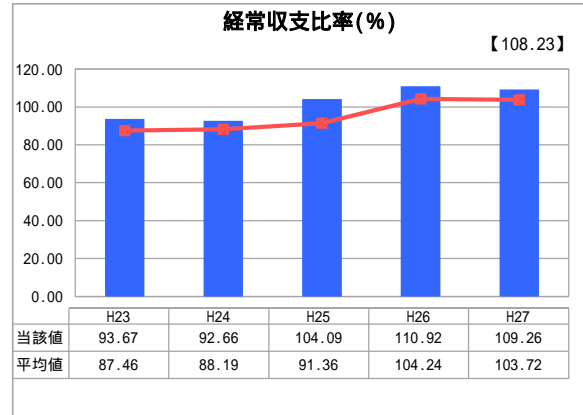
佐賀県 有田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法適用	下水道事業	公共下水道	Cd3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	53.24	40.41	97.88	3,456

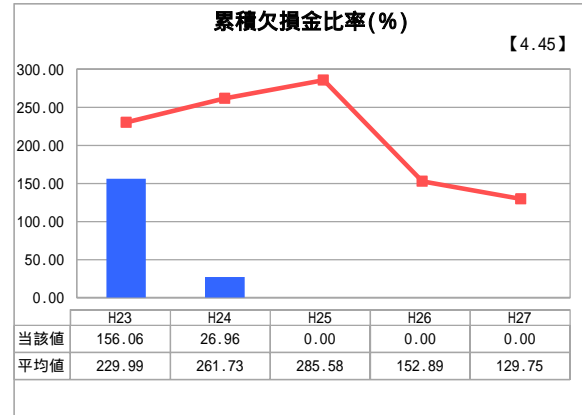
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
20,723	65.85	314.70
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
8,354	3.42	2,442.69

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
-	類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均	

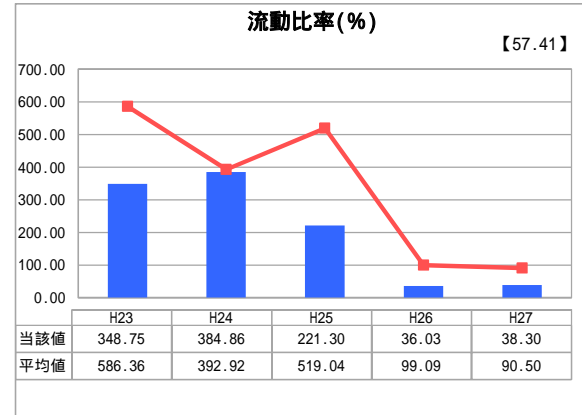
## 1. 経営の健全性・効率性



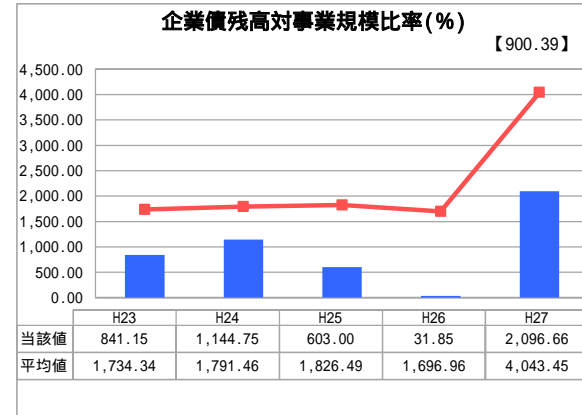
「経常損益」



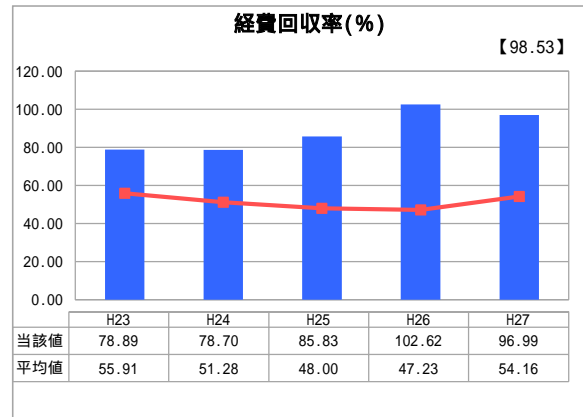
「累積欠損」



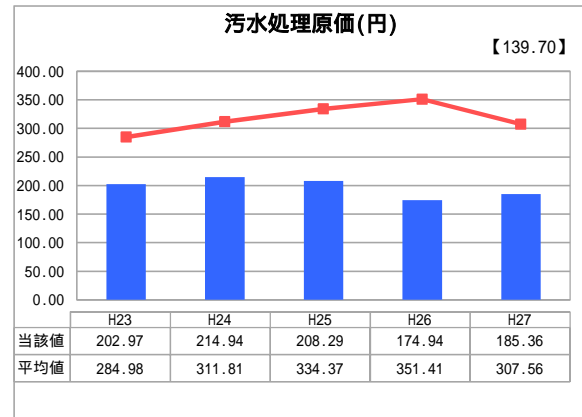
「支払能力」



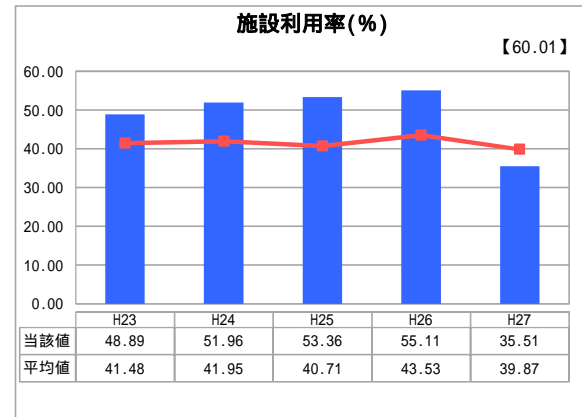
「債務残高」



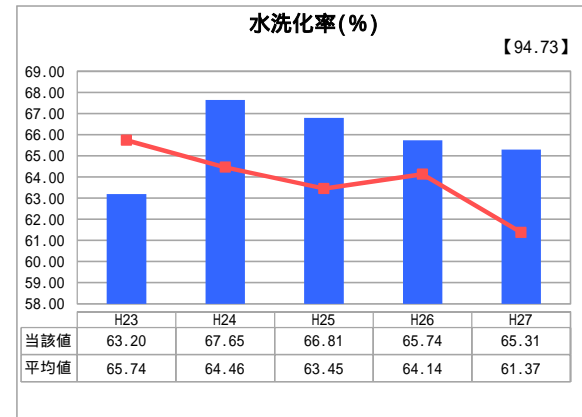
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

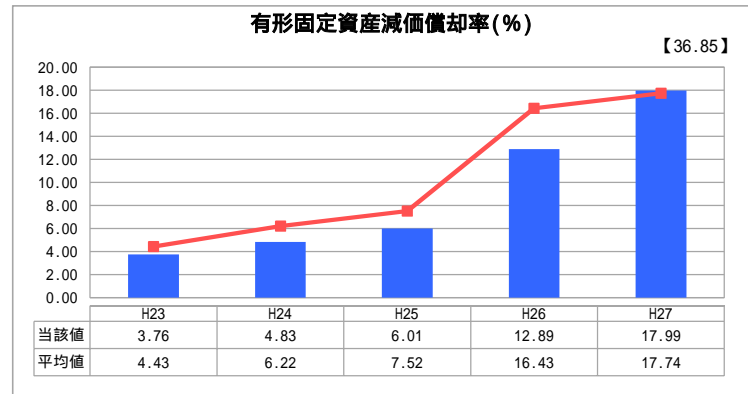


「施設の効率性」

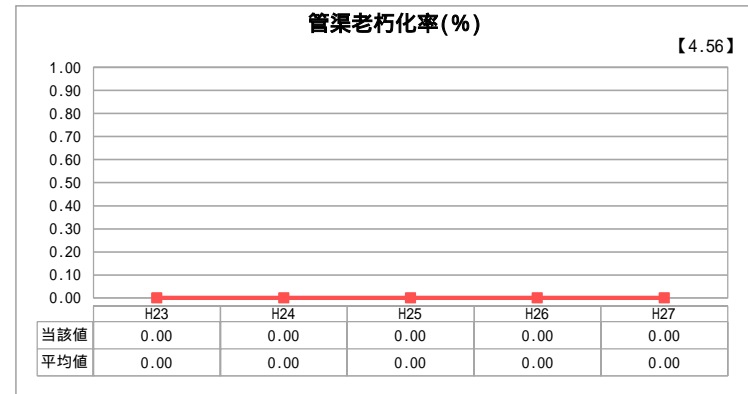


「使用料対象の捕捉」

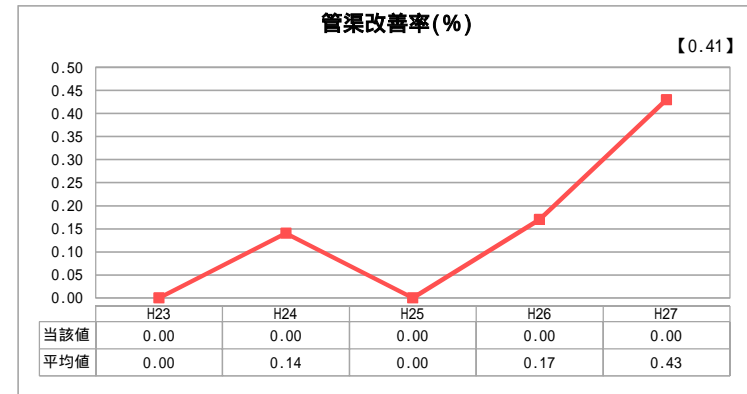
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

当町の公共下水道事業の運営においては、平成24年10月請求分から使用料を改定したことで、使用料収入は増加し、経常収支比率は100%を上回っています。しかし、施設及び管渠の増設工事による支出が大きく、一般会計からの繰入金によって経営が成り立っているのが現状です。平成25年度には累積欠損金を解消できたものの、今後とも接続率の向上に努めることにより、料金収入を増加させ、あわせて経費の削減を行うなど可能な限り健全な運営が行えるように努めていきます。

### 2. 老朽化の状況について

平成6年度に事業認可を受けて、公共下水道事業に着手しました。区域拡大に伴う事業認可の変更を行いながら事業を進めています。平成13年度末までに根幹的施設の水質浄化センターとポンプ場の第1次建設整備を完了し、平成14年3月末から供用を開始しました。平成24年度からは処理場の第2次建設に取り掛かり、平成26年度に水質浄化センターの汚水処理施設の増設、ポンプ場の機能向上に係る工事を終了しました。処理区域の拡大も継続しており、下水道管渠埋設整備を推進しています。耐用年数を超えた管渠等はないものの、長寿命化対策事業を行い、計画的かつ効率的に改築更新することで安定的な汚水処理を行います。

### 全体総括

当町の公共下水道事業は、経営状況の明確化や透明性を図るため、平成21年度から地方公営企業法の適用を受け、法適用企業として事業を運営しています。公共下水道事業は、平成14年3月末から供用を開始し、その後も処理区域の拡大を続け整備しています。使用料を平成24年10月請求分から改定しており、使用料収入は増加しましたが、処理場の増設工事等による支出が大きく、使用料の収入だけでは経営が成り立たず、一般会計からの繰入金によって経営が成り立っているのが現状です。今後も経費の削減や、接続推進を図り、可能な限り健全な運営が行えるように努めていきます。

「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

### 適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還金)の大きな負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられています。限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行ってまいります。また、公営企業会計を適用していることから、独立採算制及び透明性を高め、経営状況をわかりやすく提供できるよう努めてまいります。

### 効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により業務効率を図りつつ、将来的には包括的民間委託等により効率的な民間活用を検討してまいります。

### 収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計の負担区分の適正化を検討します。収入の確保のため使用料を確実に収入するとともに、国庫補助金や企業債の資金を的確に調達してまいります。

### 水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、汚水処理積立奨励金や、改造資金利子補給金等の制度を活用し、下水道未接続者への周知に努めてまいります。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり



## 投資・財政計画

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
区 分		( 決 算 )	〔 決 算 見 込 〕	(29年度)										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	93,600	40,100	240,100	297,500	301,500	344,200	232,700	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500	
	うち資本費平準化債													
	2. 他 会 計 出 資 金													
	3. 他 会 計 補 助 金	9,982	10,175	9,264	7,689	7,842	7,990	8,158	8,321	8,487	8,656	8,829	8,952	
	4. 他 会 計 負 担 金													
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国(都道府県)補助金	101,044	80,870	240,440	304,885	324,850	377,198	269,715	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工 事 負 担 金	27,776	37,386	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	32,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	9. そ の 他		14,926	7,945	6,817	6,818	6,820	6,822	6,827	6,827				
計 (A)	232,402	183,457	537,749	656,891	681,010	776,208	557,395	103,148	67,487	67,656	67,829	67,952		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	38													
純 計 (A)-(B) (C)	232,364	183,457	537,749	656,891	681,010	776,208	557,395	103,148	67,487	67,656	67,829	67,952		
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	214,632	107,581	516,476	645,300	670,000	770,500	541,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	
	うち職員給与費	15,595	15,034	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	
	2. 企 業 債 償 還 金	178,284	187,733	195,576	199,603	205,934	207,648	216,802	220,034	234,732	249,131	263,871	276,198	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
	5. そ の 他	14,234	3,864	2,300	5	5	5	5						
計 (D)	407,150	299,178	714,352	844,908	875,939	978,153	757,807	286,034	300,732	315,131	329,871	342,198		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	174,786	115,721	176,603	188,017	194,929	201,945	200,412	182,886	233,245	247,475	262,042	274,246		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	128,937	115,721	135,190	139,136	147,544	157,850	165,416	166,181	167,374	168,564	169,753	171,083	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	41,547		41,413	48,881	47,385	44,096	34,995	16,705	65,871	78,911	92,289	103,163	
	3. 繰 越 工 事 資 金	43												
	4. そ の 他	4,259												
計 (F)	174,786	115,721	176,603	188,017	194,929	201,946	200,411	182,886	233,245	247,475	262,042	274,246		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)	4,408,386	4,260,753	4,305,277	4,403,174	4,498,740	4,635,292	4,651,190	4,469,656	4,273,424	4,062,793	3,837,422	3,599,724		

他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分		( 決 算 )	〔 決 算 見 込 〕	(29年度)									
収 益 的 収 支 分		260,597	261,292	240,916	291,263	298,056	323,844	304,318	333,954	366,898	430,538	444,309	374,341
	うち基準内繰入金	214,668	208,080	215,237	231,981	253,624	277,644	304,318	333,954	366,898	430,538	444,309	374,341
	うち基準外繰入金	45,929	53,212	25,679	59,282	44,432	46,200						
資 本 的 収 支 分		9,982	10,177	9,264	7,689	7,842	7,990	8,158	8,321	8,487	8,656	8,829	8,952
	うち基準内繰入金	9,982	10,177	9,264	7,689	7,842	7,990	8,158	8,321	8,487	8,656	8,829	8,952
	うち基準外繰入金												
合 計		270,579	271,469	250,180	298,952	305,898	331,834	312,476	342,275	375,385	439,194	453,138	383,293

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

収支計画のうち投資についての説明

**投資の目標に関する事項**  
補助事業に関しては、平成33年度完了を目標年度としています。

**管渠、処理場の建設・更新に関する事項**  
補助事業として旧有田地区の管渠面整備、黒牟田水質浄化センターの処理槽の増設工事、長寿命化策定業務及び改築工事を計画しています。

収支計画のうち財源についての説明

**財源の目標に関する事項**  
補助事業に係る国庫補助金及び企業債収入を平成33年度まで計画しています。また、一般会計からの基準外繰入を極力減らすために確実な料金収入を計画しています。

**使用料の見直し、使用料の見直しに関する事項**  
管渠面工事の増加に伴い使用料は増加していますが、工事完了後も増加するように計画しています。これは接続推進等を行うよう検討しているため増加としています。  
また、消費税増税に伴う改定、汚水処理原価の増加に伴う料金改定などは未検討となっています。

**企業債に関する事項**  
下水道事業債の計画については、建設事業費を基に算出し補助分を除く発行可能額で計画しています。

**繰入金に関する事項**  
基準内繰入金については「平成26年度の地方公営企業繰入金について(通知)」を参考として当町財政課と協議された金額を基に計画しています。  
基準外繰入金については収益的収支の不足分で算出しています。

収支計画のうち投資以外の経費についての説明

**民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)**  
現在、合理化特別法の観点よりし尿汲取り業者と委託契約を結んでおります。包括的民間委託については経費削減につながるかは不透明なため、現在の委託料に汚水処理水量増加に伴う加算分を加味し計画しております。

**職員給与に関する事項**  
現在以上の職員削減は困難な状況なため、職員数の増減については未検討です。平成28年度は予算を基に算定し、以降については過去5年年間の平均給与から算定しました。

**動力費に関する事項**  
処理水量の増加割合と、それに伴う動力費の増加が必ずしも一致しないことから平成28年度は予算ベースで算定し、以降は過去3年間の平均的な費用増を加算して算出しました。

**修繕費に関する事項**  
平成28年度は予算を基に算定しました。また、翌年度以降は施設も比較的新しいことから修繕の必要がないと予想されるため、過去5年の平均で算定しています。



(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理場の統廃合や近隣地区との広域化、処理区域の見直しなど費用対効果等を基に検討してまいります。
投資の平準化に関する事項	補助事業による建設改良工事は平成33年度で完了する予定です。今後は処理場以外の管渠等の更新工事が必要となってきます。耐用年数を超えるものは計画期間中の10年間以内にはありませんが、国の動向に注視しながら検討してまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在、合理化特別法の観点からし尿汲取り業者と委託契約を結んでいます。事務や事業の効率的運用も含めPPP/PFIなどを検討していきます。

今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在、下水道使用料を水道使用量から算定しています。1m <sup>3</sup> あたりの維持管理費を算定し5年毎に料金改定を検討する(有田町上下水道審議会条例(平成18年3月1日有田町条例第133号))必要があると考えています。
その他の取組	建設改良に当たっては、国の補助活用や交付税措置の有利な企業債を発行するなど、適切な財源確保を検討してまいります。

投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、合理化特別法の観点からし尿汲取り業者と委託契約を結んでいます。事務や事業の効率的運用も含めPPP/PFIなどを検討していきます。
職員給与費に関する事項	計画期間中、公共下水道事業の職員数は2名をおいて算定していますが、事業の重要性や業務内容の変化に応じて職員の増減を検討してまいります。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減や自然エネルギー等を活用した経費削減について検討してまいります。
薬品費に関する事項	単価契約等の経費削減に取り組んでおりますが、更なる経費削減が可能か検討してまいります。
修繕費に関する事項	修繕工事、マンホール等の取替え工事など実施すべく財源の確保に努めてまいります。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し、経費の削減、効率化に努めてまいります。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組んでまいります。 また、未利用土地に対しても自然エネルギー等活用できないかを検討してまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、最低でも5年毎に見直し(ローリング)を行うことによりPDCAサイクルを効果的にまわし、本経営戦略の事後検証、更新を行ってまいります。
---------------------	--